

第32期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の体制および方針

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2020年1月1日から2020年12月31日)

トレンドマイクロ株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.go-tm.jp/invite>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制および方針

当社の取締役の業務の適正を確保するための体制の基本方針および当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項管理運営細則ならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、当社の取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持する。その保存期間については、文書取扱規程に定める期間とする。
- ii) 情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報セキュリティポリシー（Information Security Policy）の定めるところによる。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- i) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整える。
- ii) 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括する組織としてリスク管理室を設置する。また、当社の代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置する。
- iii) 情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって当社は情報セキュリティポリシー（Information Security Policy）、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規定に基づき、これらのリスク管理を行う。
- iv) 不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する当社の取締役を危機管理責任者とする緊急対策室（SWAT）を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項についてはエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行う。
- ii) 当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続きについて定める。

(4) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範（Code of Conduct）、内部者取引管理規程等を定める。なお、行動規範（Code of Conduct）については、全ての当社グループ役職員に対して年1回のAcknowledgmentを実施するものとする。
また、必要に応じて各担当部署において、各種ガイドライン等の策定、研修の実施を行うものとする。
- ii) 当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進する。
- iii) 当社グループは、内部統制システムの推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動する。
- iv) 当社および当社子会社の取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- v) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）に基づき、人事部および監査部（Internal Audit Department）を責任部署としてその運用を行う。監査部長（Internal Auditor）は該当事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎にCFOおよび監査役に、また必要に応じてCEOに報告を行う。但し緊急を要すると判断される事項はその都度報告する。
- vi) 当社の監査役は当社グループの法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社を含むグループ会社全社に行動規範（Code of Conduct）およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）を適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的にそれらの内容を確認するものとする。
経営管理については、エグゼクティブに関する規程、関係会社管理規程、経理に関する管理及び権限規程（Finance Control & Approval and Signature Authority）を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、エグゼクティブ・ミーティングでの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行う。

当社および当社子会社の取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項、その他リスク管理上懸念のある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役および取締役会に報告するものとする。

ii) 当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの運用を行う。

iii) 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、子会社の取締役は当社の取締役会および監査役に報告するものとする。

当該報告を受けた当社の監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

iv) 監査部長（Internal Auditor）は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般にわたってモニタリングを行う。

v) 当社の監査役は、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況について調査を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

i) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という。）を求めた場合、必要な員数および求められる資質等について、監査役と協議のうえ適切な人員を配置する。

ii) 監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

iii) 監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事項の監査業務等を指示することができる。この場合、当該指示を受けた使用人は、当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行う。

iv) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。

(7) 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

i) 当社の取締役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。

- ① エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 経営状況として重要な事項
- ④ 内部統制の監査および整備・運用の状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 会計方針の変更および導入に関する事項

⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

また、当社および当社子会社の使用人は②、④、⑤および⑦に関する重大な事実を発見した場合には、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

- ii) 当社のグループ会社全社に適用される行動規範（Code of Conduct）およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。
- iii) ホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）において、全ての報告を慎重に取扱い、報告をした者の秘匿について最大限の努力を払うべき旨を定め、また報告をした者が不利益取扱いを受けないことを明記する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- i) 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求める事ができ、そのための費用を含む監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還を会社に請求できるものとする。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に意見交換する機会を設定して意思の疎通を図るものとし、また、監査役の当社の事業内容に対する理解を深めるために、必要に応じて当社の使用人から担当業務に関する聴取の機会を設定する。
- ii) 内部監査を担当する監査部（Internal Audit Department）は、当社の監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、情報交換および緊密な連携を図るものとする。
- iii) 当社の取締役は、当社の監査役が取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席する機会を確保する。
- iv) 当社の監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べるができるものとする。
- v) 当社は、社外監査役の選任にあたって、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家を招へいするよう努める。

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、当該基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

- ① 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範（Code of Conduct）を定め、全ての当社グループ役職員に対して、年1回のAcknowledgmentを実施しております。
- ② コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織であるリスク管理室を事務局として、コンプライアンス・セキュリティ委員会を四半期に1回開催しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、当社の役職員を対象とした社内研修を年間スケジュールを組み、定期的に行っております。
- ③ 監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会を始めとする重要な会議への出席や稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役、監査部長および監査役による四半期ごとのレビューミーティング、代表取締役と監査役との定期的な意見交換や取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取等を通じて、当社の事業内容についての理解を深め、監査の実効性を確保しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 40社

(2) 主要な連結子会社の名称

会 社 名	
Trend Micro Incorporated	(台 湾)
Trend Micro Incorporated	(米 国)
Trend Micro Australia Pty.Ltd.	(オーストラリア)
Trend Micro (EMEA) Limited	(アイルランド)

Cysiv, Inc. (米国) を新規設立し連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社の名称

Cloud Conformity Inc. (カナダ)

Secure Misr S.A.E. (エジプト)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

なお、Cloud Conformity UK Ltd (イギリス) につきましては当連結会計年度において清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称

General Mobile Corporation (英国領ケイマン諸島)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社

Cloud Conformity Inc. (カナダ) 他 1 社の非連結子会社全 2 社

持分法を適用しない理由

非連結子会社 2 社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結会社合計の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、非連結子会社に対する投資勘定については、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社は定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 主として 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 返品調整引当金…………… 連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～23年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 収益の計上基準

ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウイルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社はポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

(9) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定に関して会計基準の開発を行い、2011年5月に「公正価値測定」（IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820）を公表しており、IFRS第13号は2013年1月1日以後開始する事業年度から、Topic820は2011年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「業務受託手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお「業務受託手数料」は、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に177百万円含まれています。

(追加情報)

(AsiaInfo Security Limitedの株式売却)

2019年10月8日において、持分法適用会社であるAsiaInfo Security Limitedについて当社保有の全株式をGreat Media Technology Limitedに譲渡するため、譲受会社との間で株式譲渡契約を締結しています。

当該契約は、契約締結時に株主名簿の書換を行い株主権の移転を行う一方で、対価の収受は2021年10月までに3回に分けて実施されるもので、譲渡対価は58,503万元（約87億円、為替レート1元＝15円換算）になります。

当社は株主権の移転により同社を持分法適用の範囲から除外することになりますが、債務不履行が生じた場合に当社は譲渡契約前の状態に回復する権利を有することから、当該株式に係る消滅の認識要件を満たさないため、その帳簿価額を関係会社株式から投資有価証券に振り替えて、売却益は全ての対価

を受領した2021年10月に計上いたします。

(連結子会社について)

当社連結子会社にはTrend Forward Capital I,L.P. (以後、TFI) が含まれております。

TFIの業務執行権限を保有しているのは、2020年3月まで当社取締役であったワイエル・モハメド氏であり、当社は一切の業務執行権限を保有しておりません。しかしながら、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)に従うと、当連結会計年度末時点では同氏が当社の緊密な者であるとみなされることから、前期から引き続き当社の連結範囲に含めております。

また、当社及び当社子会社(TFIを除く)のCysiv,Inc.に対する議決権比率は38%ですが、TFIの同社に対する持分を含めた議決権比率は50%を超えることから、同社についても連結範囲に含めております。

(誤謬の訂正について)

研究開発部門におけるソフトウェア及びこれに関連した繰延税金資産が、算定過程の誤りにより過年度から過大に計上されておりました。

当該過年度の誤謬については、過年度及び当連結会計年度の財政状態及び経営成績への影響は軽微であるため、当連結会計年度において一括して修正を行っております。

この結果、当連結会計年度の売上総利益、営業利益、経常利益が3,522百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が4,078百万円減少しております。

なお、当該誤謬の修正に関するキャッシュ・フローへの影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 21,882百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 140,629,204株

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度中の増加	当連結会計年度中の減少	当連結会計年度末
普通株式	1,365,655	760,900	655,400	1,471,155

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議 2020年3月26日定時株主総会
株式の種類 普通株式
配当金の総額 22,263百万円
1株当たり配当額 160円00銭
基準日 2019年12月31日
効力発生日 2020年3月27日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議 2021年3月25日定時株主総会
株式の種類 普通株式
配当の原資 利益剰余金
配当金の総額 21,291百万円
1株当たり配当額 153円00銭
基準日 2020年12月31日
効力発生日 2021年3月26日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 627,600株

付与者の退職に伴い失効し、経済的価値を失ったストック・オプションについては、個数の減少を順次認識しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしており、余資は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、信用度の高い取引金融機関の債券等であり、市場価格の変動リスクと為替の変動リスクに晒されております。支払手形、買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び各子会社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを軽減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	155,740	155,740	－
(2) 受取手形及び売掛金	47,280	47,280	－
(3) 有価証券及び投資有価証券（※1）	86,400	86,400	－
資産合計	289,421	289,421	－
(1) 支払手形及び買掛金	917	917	－
(2) 未払金	4,964	4,964	－
(3) 未払費用	8,594	8,594	－
(4) 未払法人税等	6,094	6,094	－
負債合計	20,570	20,570	－

（※1）AsiaInfo Security Limited株式の帳簿価額1,645百万円は含めておりません。

（（追加情報）参照）

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位 百万円)

区分	2020年12月31日
非上場株式	4,698

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,346円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 193円39銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 3年～24年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（12ヶ月）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（主に5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- ① 返品調整引当金 …………… 期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内である1年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. 収益の計上基準

ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウイルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社はポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,580百万円
--------	----------

短期金銭債務	8,255百万円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

売上高	7百万円
-----	------

業務委託料	18,054百万円
-------	-----------

費用分担取引	6,178百万円
--------	----------

仕入高	941百万円
-----	--------

営業取引以外の取引高

受取配当金	4,259百万円
-------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,471,155株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延収益否認額	20,024百万円
無形固定資産償却超過額	1,349百万円
未払事業税否認額	296百万円
未確定債務否認額	523百万円
退職給付引当金繰入超過額	1,558百万円
その他有価証券評価差額金	72百万円
税務上の有価証券売却益	2,386百万円
その他の	706百万円
繰延税金資産小計	26,919百万円
評価性引当額	△142百万円
繰延税金資産合計	26,777百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	-百万円
繰延税金負債合計	-百万円
繰延税金資産の純額	26,777百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	//
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△4.4	//
税額控除	△0.9	//
その他	0.2	//
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.2	%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

種類	会社等の 名称	議決権等 の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Trend Micro Incorporated (米国)	所 有 間接100%	コストシェアリング 契約	費用分担取引 の支払(注1)	10,204	未払金	2,802
子会社	Trend Micro (Ireland)Limited (アイルランド)	所 有 間接100%	コストシェアリング 契約	費用分担取引 の受取(注1)	10,901	未収入金	3,140
子会社	Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	所 有 間接100%	コストシェアリング 契約	費用分担取引 の受取(注1)	5,481	未収入金	1,378
子会社	Trend Micro Incorporated (台湾)	所 有 直接100%	研究開発業務等の委託	研究開発業務 委託費用等の 支払(注1)	10,070	未払金	1,592

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 費用分担取引及び業務委託取引については、適切な取引価格にて行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 571円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 150円45銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。